

マチピサービス利用約款

本約款は、株式会社まちペイの提供するまちペイ共通約款に基づく本サービス内で、株式会社まちづくり松山（以下「まちづくり松山」といいます。）が発行する松山地域限定のポイント「マチピ」及びその他まちづくり松山が提供するサービスの利用条件等を定めるものです。

第1条 （定義等）

本約款における主な用語は、次の各号に掲げるとおりとし、定義及び本約款に定めのない事項は、まちペイ共通約款の定めるところによります。

- （１）「マチピ」とは、まちづくり松山が会員に対して発行する地域ポイントをいいます。
- （２）「マチピ加盟店」とは、まちペイ加盟店のうち、まちづくり松山が認めたマチピを利用して買い物をする事ができる店舗又は施設をいいます。
- （３）「マチケット」とは、イベントやキャンペーンにより配布する割引券をいいます。

第2条 （マチピの有効期限）

マチピの有効期限は、付与された日の属する月の翌月から１年間です。ただし、キャンペーン等により付与された期間限定のマチピは、この限りではありません。

２．有効期限を途過したマチピは、残高の有無に関わらず無効となり、返金、払戻し又は再発行等を行うことができません。

第3条 （マチピの残高及び有効期限又はマチピ付与対象の確認方法）

マチピの残高及び有効期限は、まちペイアプリ、マチピ利用後に交付されるレシート若しくはメール又は加盟店店頭若しくはまちペイアプリにより残高照会を行いご確認ください。

２．複数の会員アカウントにあるマチピの残高を合算し、又は他の会員アカウントに移行することはできません。

３．マチピの付与の対象については公式ホームページをご確認ください。

第4条 （マチケット）

マチケットは、転売・譲渡・現金への換金を行うことができません。

- ２．マチケットは割引券であり、釣銭は支払われません。
- ３．マチケットの複製、破損又は偽造、模造等を禁止します。
- ４．まちづくり松山は、マチケットの盗難・紛失、滅失、破損等に対しての責任を負わないものとします。ただし、まちづくり松山の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

5. マチケットの使用期限は、マチケットの表記をご確認ください。
6. マチケットの使用可能店舗及び使用可能商品等は、配布するイベントやキャンペーンにより異なります。マチケットの表記又は当該イベント・キャンペーン等の案内をご確認ください。

第5条（情報提供サービス）

広告・クーポン・空き店舗マッチング・イベントマッチング機能において掲載されている情報は、不動産会社、イベント主催者等情報提供者が掲載したものであり、まちづくり松山は掲載内容を保証しかねます。詳細は、当該情報にあるお問合せ先にご確認ください。

所定のマチピの付与率（第4条第1項）

（1）マチカマネーによる支払い：100円（税込）につき、1ポイント

（2）現金による支払い：500円（税込）につき、1ポイント

（3）前2項については、切捨てで計算する。

マチピ利用時の換算率（第5条第1項）

● 1ポイント = 1円

制定：2018年12月8日

改定：2019年8月1日

改定：2021年1月18日

改定：2022年8月4日

附則

第 1 条（効力発生日）

本約款の改定は、令和 7 年 1 2 月 1 日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日（別途告知）より効力を有するものとします。